議　事　録

１．日　時　　令和２年１１月２４日　　開会　午後　２時００分～

２．場　所　　市民会館第３・第４会議室

３．出席委員

１番　藤田　正子	２番　藤田　哲夫	３番　伊藤　能之
４番　荻野　俊明	５番　藤井　克巳	６番　村上　和義
７番　石井　義久	８番　山渕　久司	９番　大中　秋美
１０番　藤原　　智	１１番　橋本　誠二	１２番　池田　賢治
１３番　住元　　保	１４番　山本　建樹	

以上　１４名

４．欠席委員

なし

５．出席推進委員

井上　廣文	立花　吉廣	田中　伸一
山﨑　由紀浩	鈴木　　清	左海　みや子

以上　６名

６．事務局

藤田局長・前田係長・竹内再雇用職員

以上　３名

７．議　事

議事内容

議案第４２号　農地法第５条の規定による許可申請審議のこと
議案第４３号　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による集積計画決定のこと
議案第４４号　相続税の納税猶予に関する適格者証明願審議のこと
報告第３０号　農地法第４条の規定による許可申請の取下報告のこと
報告第３１号　賃貸借解約の通知報告のこと
報告第３２号　農地法第４条第１項第８号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと
報告第３３号　同　法第５条第１項第７号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと

―　山渕会長が、議長に就任する　―

山渕議長：　ただ今から第６回明石市農業委員会を始めます。

本日の出席委員数ですが、委員１４名中、１４名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定に基づき、本日の会議は成立していることをご報告します。

次に、明石市農業委員会会議規則第９条第２項に規定する議事録署名人ですが、

１２番　池田　賢治　委員
１３番　住元　　保　委員

のお二人を、議事録署名人に指名しますので、どうぞよろしくお願いします。

―　議事録署名人に指名された２人の委員、了承する　―

山渕議長：　それでは、これより議案目録に従い、議事を進めます。
すでに委員各位にはご案内のとおり、本日の会議は議案が３件、報告が４件です。
はじめに、「議案第４２号　農地法第５条の規定による許可申請審議のこと」を議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員：　―　議案を朗読説明する　―

山渕議長：　今月は１件の申請がありました。
先日の小委員会で現地調査をしていますので、報告をお願いします。

〇〇委員：　はい、議長。

山渕議長：　〇〇番〇〇委員。

〇〇委員：　〇〇番〇〇が、１番の土地について報告します。
１番の土地は、お手元の現地調査図１ページ及び１－２ページに掲載されている土地で、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は市街化調整区域です。農地区分は、自動車専用道路の出入口から概ね３００m以内なので第３種農地です。転用の期間は永久転用です。必要な申請書類も調っており、先日の小委員会では、許可基準に適合しているので許可してよい、という意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくお願いします。

山渕議長：　本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

―　沈　黙　―

山渕議長：　特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本許可申請を当委員会で許可することに異議ありませんか。

―　異議なしの声あり　―

山渕議長：　異議なしと認めます。
よって、「議案第４２号　農地法第５条の規定による許可申請審議のこと」は許可することに決定しました。

山渕議長：　次に、「議案第４３号　農業経営基盤強化促進法第１８条第 1 項の規定による集積計画決定のこと」を議題にします。
事務局説明をお願いします。

事務局職員：　― 議案を朗読説明する ―

山渕議長：　明石市長より農用地利用集積計画の決定依頼が提出されています。
　本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

―　沈　黙　―

山渕議長：　特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
　本案のとおり、農用地利用集積計画を決定したいと思いますが、これに異議ありませんか。

―　異議なしの声あり　―

山渕議長：　異議なしと認めます。
　よって「議案第４３号　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による集積計画決定のこと」は、本案のとおり決定しました。

山渕議長：　次に、「議案第４４号　相続税の納税猶予に関する適格者証明願審議のこと」を議題にします。
　事務局、説明をお願いします。

事務局職員：　― 議案を朗読説明する ―

山渕議長：　今月の案件は１件です。
　本案について、ご意見・ご質問等があればお受けしたいと思います。ご意見、ご質問等ありませんか。

―　沈　黙　―

山渕議長：　特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
　本証明願について、当委員会で承認することにご異議ありませんか。

―　異議なしの声あり　―

山渕議長：　異議なしと認めます。
　よって「議案第４４号　相続税の納税猶予に関する適格者証明願審議のこと」は、承認することに決定しました。

山渕議長：　次に、報告に移ります。
　「報告第３０号　農地法第４条の規定による許可申請の取下報告のこと」について報告を受けたいと思います。
　事務局、説明をお願いします。

事務局職員：　― 報告資料により報告する ―

山渕議長：　今月は、１件の取下願がありました。
　これについて、何かご質問等ありませんか。

○○委員：　はい、議長。

山渕議長：　○○番○○委員。

○○委員：　○○番○○が質問させていただきます。
当初､申請を許可した時に､許可書の効力があらかじめ何か月と決まっているのですか。
場所についての効力があって、取下げという手順になっているのですか。

事務局職員：　今回の申請は、取下げか取消しかということになりますが、申請時に経済産業省の認定通知書の提出がなく認定通知書が提出された時点で許可書を交付する旨の、条件付き許可の判断をしたもので、９月１０日時点においても、認定通知書の提出がなく、１０日に申請者に問い合わせをした時点においても、経済産業省の認定通知の許可が出ていないことの確認をしましたので、申請者に取下願いの提出を頂き、申請時に遡って申請取下げの処理を行いました。

山渕議長：　他に、ご意見ご質問等ありませんか。

―　沈　黙　―

山渕議長：　ご意見ご質問もないようですので､「報告第３０号　農地法第４条の規定による許可申請の取下報告のこと」は、以上で報告とします。

山渕議長：　次に「報告第３１号　賃貸借解約の通知報告のこと」について報告を受けたいと思います。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員：　― 報告資料により報告する ―

山渕議長：　今月は２件の通知がありました。
これについて、何かご質問等ありませんか。

―　沈　黙　―

山渕議長：　特に、ご質問もないようですので､「報告第３１号　賃貸借解約の通知報告のこと」は、以上で報告とします。

山渕議長：　次に「報告第３２号　農地法第４条第１項第８号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、及び「報告第３３号　農地法第５条第１項第７号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、以上２件の報告事項について、一括して報告を受けたいと思います。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員：　― 報告資料により報告する ―

山渕議長：　ただ今､「報告第３２号」「報告第３３号」の２件の報告事項につき、一括して報告がありました。

○○委員：　はい、議長。

山渕議長：　○○番○○委員。

○○委員：　○○番○○が質問させていただきます。
　報告３３号の２番について、この土地の進入路については、個人所有の土地なので確認は取れていますか。

事務局職員：　買受人が土地所有者から通行承諾を取り、届出書に添付の上提出されています。

山渕議長：　○○委員よろしいでしょうか。

○○委員：　了解しました。

山渕議長：　他に、ご質問等ありませんか。

―　沈　黙　―

山渕議長：　他に、ご質問もないようですので、お手元の報告資料により、ご了承いただきたいと思います。

山渕議長：　以上で、本日予定していました案件はすべて終了しました。
　これで、第６回明石市農業委員会を閉会とします。

（午後２時２５分　終了）

※　小委員会　　令和２年１１月２０日　午後１時３０分～

・出席委員　山渕会長　山本職務代理者　藤田（哲）委員　池田委員

・事務局　　藤田局長　前田係長　竹内再雇用職員

以上　委員４名・事務局３名

上記事項の顛末を記載し、議事の正確なることを証するため署名する。

会　　長　　山　渕　久　司

署　名　人　　池　田　賢　治

署　名　人　　住　　元　　保